

平成30年第1回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成30年3月6日午前9時29分

---

○会議の場所 上富田町議会議事堂

---

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（10名）

1番	松井孝恵	2番	谷端清
3番	樫木正行	4番	山本明生
5番	九鬼裕見子	6番	大石哲雄
7番	畑山豊	9番	沖田公子
10番	榎本敏	11番	木本眞次

---

欠席議員（なし）

---

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 森岡真輝 局長補佐 樫山裕子

---

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	奥田誠	副町長	山本敏章
教育長	梅本昭二三	会計管理者	水口和洋
総務政策課長	福田睦巳	総務政策課員	中松秀夫
総務政策課 企画員	平尾好孝	総務政策課員	樫原基史
住民生活課長	原宗男	住民生活課員	栗田信孝
住民生活課 企画員	十河貴子	住民生活課員	木村陽子
住民生活課 企画員	宮本真里	産業建設課長	菅谷雄二
産業建設課 企画員	川口孝志	税務課長	橋本秀行

上下水道課長 三 栖 啓 功 教育委員会 家 高 英 宏  
総務課長  
教育委員会 新 堀 浩 士  
生涯学習課長

---

## ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 1 2 号 上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 1 3 号 上富田町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 1 4 号 上富田町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 1 5 号 上富田町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 1 6 号 上富田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 1 7 号 上富田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等を廃止する条例
- 日程第 1 0 議案第 1 8 号 上富田町と田辺市との間における地域密着型サービス事業者等の指定、指導等に関する事務の委託について
- 日程第 1 1 議案第 1 9 号 上富田町共同作業場設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 2 議案第 2 0 号 上富田町個人情報保護条例及び上富田町情報公開条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 3 議案第 2 1 号 上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 4 議案第 2 2 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 1 5 議案第 2 3 号 平成 2 9 年度上富田町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 1 6 議案第 2 4 号 平成 2 9 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 7 議案第 2 5 号 平成 2 9 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 8 議案第 2 6 号 平成 2 9 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算

(第3号)

- 日程第19 議案第27号 平成29年度上富田町特別会計奨学事業補正予算(第2号)
- 日程第20 議案第28号 平成29年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算(第3号)
- 日程第21 議案第29号 平成29年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第30号 平成30年度上富田町一般会計予算
- 日程第23 議案第31号 平成30年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算
- 日程第24 議案第32号 平成30年度上富田町特別会計介護保険予算
- 日程第25 議案第33号 平成30年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算
- 日程第26 議案第34号 平成30年度上富田町特別会計診療所事業予算
- 日程第27 議案第35号 平成30年度上富田町特別会計宅地造成事業予算
- 日程第28 議案第36号 平成30年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業予算
- 日程第29 議案第37号 平成30年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業予算
- 日程第30 議案第38号 平成30年度上富田町特別会計奨学事業予算
- 日程第31 議案第39号 平成30年度上富田町特別会計農業集落排水事業予算
- 日程第32 議案第40号 平成30年度上富田町特別会計公共下水道事業予算
- 日程第33 議案第41号 平成30年度上富田町水道事業会計予算
- 日程第34 議案第42号 平成30年度上富田町特別会計朝来財産区予算
- 日程第35 議案第43号 土地取得について
- 日程第36 議案第44号 工事請負変更契約の締結について(平成29年度 第1号 文化会館運営事業 上富田文化会館空調設備改修工事)
- 日程第37 議案第45号 副町長の選任について

△開 会 午前 9 時 2 9 分

○議長（山本明生）

皆さん、おはようございます。

平成 3 0 年第 1 回定例会を開会するに当たりまして、議員各位のご出席をいただき開会できますことを厚く御礼申し上げます。

ただいまの出席議員は 1 0 名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成 3 0 年第 1 回上富田町議会定例会を開会します。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

これより暫時休憩します。

---

休憩 午前 9 時 3 0 分

---

再開 午前 9 時 3 6 分

---

○議長（山本明生）

再開します。

これより本日の会議を開きます。

---

△日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（山本明生）

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 1 9 条の規定により、議長において 3 番、樫木正行君、5 番、九鬼裕見子君を指名します。

---

△日程第 2 会期の決定

○議長（山本明生）

日程第 2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 2 0 日までの 1 5 日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、会期は15日間に決しました。

---

### △日程第3 諸般の報告

#### ○議長（山本明生）

日程第3 諸般の報告をさせます。

事務局長。

#### ○事務局長（森岡真輝）

諸般の報告をいたします。

平成29年12月定例会以降の議員活動並びに地方自治法第121条の規定により出席要求した平成30年3月定例会の説明員については、お手元に配付しておりますのでよろしくお願いいたします。

また、各常任委員会の所管事務調査報告と臓器移植の環境整備を求める意見書の提出を求める陳情書と国連で採択された「核兵器禁止条約」を日本政府が署名・批准することを求める意見書の提出についての陳情書をお手元に配付しておりますので、お目通しください。

また、議員辞職に伴い、一部事務組合議会議員と同監査委員が欠員となっていましたが、12月26日の臨時会にて富田川衛生施設組合議員に榎本副議長、公立紀南病院組合議会議員に木本議員が当選され、また、町監査委員に大石議員が選任されました。同じく、2月15日の臨時会にて富田川治水組合議会議員に畑山議員が当選されましたので、ご報告させていただきます。

次に、本定例会の一般質問の通告の締め切りにつきましては、本日3月6日午後3時までとなっておりますので、質問内容を具体的に記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

#### ○議長（山本明生）

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、奥田君。

#### ○町長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成30年第1回上富田町議会定例会を招集しましたところ、議員各位

におかれましては、公私ともまことに忙しい中ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、平素は町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて感謝申し上げます。

まず、先ほど受賞されました畑山議員さん、大石議員さんにおかれましては、町議会議員として15年の長きにわたり頑張っておられたことに対して、全国町村議会議長会のほうからの表彰を受賞、まことにおめでとうございます。お二人の議員さんにおかれましては、今後ともご期待をするところであります。どうかお体に気をつけて頑張ってください。

それでは、要旨説明をいたします。

去る2月17日に、災害応援協定を締結しております奈良県斑鳩町で開催されました聖徳太子市へ、上富田町のPRと物産販売を行ってきました。全国各地より斑鳩町に関係する自治体が集結し、各自治体の名物の物産が販売されており、多くの来場者でにぎわっていました。

また、18日には和歌山県市町村対抗ジュニア駅伝競走大会が和歌山市にて開催され、応援に駆けつけました。10区間21.1キロを、北山村を除く県下29市町が参加し、順位を競いました。上富田町の選手たちは本町のたすきを肩に、年始から練習をともにしてきた仲間とともに、県庁前のゴールまで無事たすきをつなぐことができました。町の行政運営も、前町長から受け継いだたすきをしっかりとつないでいきたいと考えています。

さて、本定例会に上程し、ご審議をお願いします議案につきましては、条例の一部改正8件、条例の廃止1件、事務の委託1件、指定管理者の指定1件、平成29年度一般会計・特別会計補正予算7件、平成30年度一般会計・特別会計予算13件、土地取得1件、工事請負変更契約の締結1件、人事案件1件の計34件であります。

なお、追加議案として、人権擁護委員の推薦に関する人事案件2件と上富田町教育委員会委員の任命に関する人事案件2件を本定例会に上程させていただきますので、何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、私の町長として初めての定例会に際しまして、重要議案を提案するに当たり、基本方針を申し上げ、議員各位のご理解を賜りたいと存じます。

平成30年度の国の地方財政対策によりますと、平成30年度予算の閣議決定に基づき、通常収支分と東日本大震災分に区分して整理されています。通常収支分につきましては、地方が子ども・子育て支援や地方創生等の重要課題に取り組みつつ安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の一般財源総額について、平成29年度を上回る額を確保するとされています。

まち・ひと・しごと創生事業費の確保として、地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細やかな施策を可能にする観点から、平成27年度に創設されたまち・ひと・しごと創生事業費について、平成30年度においても引き続き1兆円を確保するとされています。当町では、厳しい財政状況の中、効率的で持続可能な行政運営を確保するため、行政改革推進本部を中心に、なお一層の取り組みを進めてまいります。

平成30年度の一般会計当初予算の編成に当たり、第4次上富田町総合計画及び上富田町まち・ひと・しごと創生総合戦略を基本とし、国の制度改正、新規施策の動向や経済情勢を見きわめ、地方財政措置の動向に留意し、学校給食のランニングコストや公共施設の更新等の財源確保に向け、従前からの経費の節減をなお一層進めるとともに、徹底した行財政改革により、将来の財政負担の抑制を図るよう職員に指示をしています。基本的には財政調整基金、減債基金等を取り崩さないことで予算編成を進めてきましたが、財源不足については基金からの繰り入れとして措置しています。

特に、本年度から債務負担行為を計上して取り組んでいます岩田公民館建設事業について、去る3月1日の議会全員協議会において説明させていただいたとおり、国庫補助金等が流動的であり財源の確定ができていないことから、一旦債務負担行為を廃止し、当初予算には計上しないで、補正予算での対応としています。職員には、一人一人が今後も財政が非常に厳しい状況が続くことを再認識し、議員、町民の皆様にも財政の厳しさをご理解いただき、ご協力をお願いしたいと思っています。

また、予算執行に当たっては、監査委員の指摘事項を十分に反映し取り組んでまいりますので、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案日程に従いまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第12号につきましては、上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第13号につきましては、上富田町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が改正され、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第14号につきましては、上富田町国民健康保険条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、国民健康保険の都道府県化に伴う名称等を改正するた

め、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第15号につきましては、上富田町介護保険条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、本条例に規定する保険料率等を改正するものであります。

次に、議案第16号につきましては、上富田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第17号につきましては、上富田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等を廃止する条例案でございます。この条例は、地域密着型サービス事業者等の指定、指導等に関する事務を田辺市に委託することに伴い、関係する3条例を廃止するものであります。

次に、議案第18号につきましては、上富田町と田辺市との間における地域密着型サービス事業者等の指定、指導等に関する事務の委託についてでございます。この議案は、地域密着型サービス事業者等の指定、指導等に関する事務を田辺市に委託したいので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第19号につきましては、上富田町共同作業場設置条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、共同作業場の設置、名称及び位置を定めており、今回、共同作業場の実際の使用形態に合わせて、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第20号につきましては、上富田町個人情報保護条例及び上富田町情報公開条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、個人情報保護法の改正及び行政機関個人情報保護法の改正に伴い、個人情報の定義と要配慮個人情報の取り扱いを明確化するための条例改正であります。

次に、議案第21号につきましては、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、昨年度の一般職員の給与に関する法律の改正に伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正され、一部改正については昨年の3月議会で議決をいただいておりますが、今回、平成30年4月から適用される規定を追加するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第22号につきましては、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。この議案は、上富田町の体育施設のうち上富田スポーツセンター、上富田町若もの広場、市ノ瀬体育館の3施設について、管理者を指定するものであります。現在、この施設の管理は町が直営で行っていますが、上富田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、一般社団法人南紀ウエルネスツーリズム協議会を指定管理者として指定するものであります。



次に、議案第23号につきましては、平成29年度上富田町一般会計補正予算（第6号）でございます。今回、補正前の額から1,699万8,000円を減額し、予算総額を61億6,931万4,000円と定めています。

補正予算の概要は、総務費では、岩崎地区の共同作業場の改修工事請負費650万円を追加補正、民生費では、特別会計後期高齢者医療への繰出金388万3,000円を追加補正、衛生費では、公立紀南病院組合への運営負担金477万4,000円を追加補正しています。

農林水産業費では、農業用施設設置工事請負費1,000万円、ため池ハザードマップ作成業務委託料922万2,000円を減額補正、商工費では、地方創生事業の消耗品費509万円を減額補正しています。

土木費では、急傾斜地崩壊対策工事の県営事業負担金151万5,000円を追加補正、教育費では、特別会計奨学事業への繰出金1,000万円を追加補正、岩田公民館の建設に係る土地購入費1,929万5,000円を減額補正しています。

一方、歳入につきましては、負担金、使用料、国・県支出金、寄附金、繰入金、諸収入、町債を見込み措置しています。

次に、議案第24号、平成29年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）から議案第28号、平成29年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第3号）までの5議案につきましては、事業費の見直し補正を行っています。

次に、議案第29号につきましては、平成29年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第1号）であります。今回、補正前の額に1,376万4,000円を追加し、予算総額を1,879万5,000円と定めています。

補正予算の主な内容は、平成28年度からの繰越金を計上し、歳出では財政調整基金積立金を措置しています。

次に、議案第30号、平成30年度上富田町一般会計予算から議案第42号、平成30年度上富田町特別会計朝来財産区予算までの13議案につきましては、議会会期中に予算審査特別委員会を開催していただき、ご審査をいただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第43号につきましては、土地取得についてでございます。

本議案は、生馬下谷地区において、残土処分場用地として地権者13名から1万7,552.23平方メートルを取得するもので、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第44号につきましては、工事請負変更契約の締結について（平成29年度 第1号 文化会館運営事業 上富田文化会館空調設備改修工事）でございます。

本議案は、平成29年12月議会定例会でご承認をいただきました工事請負契約の工事内容を変更するものであります。

変更契約の主な内容は、空調設備改修と同様に高所作業を伴う文化会館のロビー、会議室等の老朽化した照明器具をLED照明に交換する工事を追加することにより、効率的に工事を実施することができることから、今回918万5,400円を増額し、契約金額を1億4,893万9,560円とするものであります。

議案第45号につきましては、副町長の選任についてであります。

山本副町長が平成30年3月31日をもって任期満了となりますが、引き続き副町長として選任をお願いするものであります。

以上が、本定例会に上程します諸議案の概要であります。詳細につきましては、担当課長、企画員に説明させますので、ご審議の上、ご承認賜りますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、平成30年度の職員体制についてですが、平成30年4月1日より和歌山県へ1名の職員を派遣し、現在派遣している職員2名のうち1名が帰任しますので、派遣職員は2名となります。一方、和歌山県（警察本部を含む）からは新たに1名の職員を派遣していただきます。現在の和歌山県からの派遣職員1名は帰任することになり、和歌山県からの派遣職員については、現在と同じ3名となります。また、町職員と社会福祉法人上富田町社会福祉協議会職員の人事交流により、相互に1名の職員を派遣しています。一方、平成29年度の退職者及び退職予定者は5名となっています。

これにより、職員数につきましては、平成29年4月1日現在は116名で、平成30年4月1日現在では新規採用職員12名を含め123名となります。職員数は7名の増加となりますが、現在、育児休業を取得している職員が5名いますので、全体で不足する部署については臨時職員を採用することで当面は乗り切りたいと考えています。

今後とも、継続して行財政改革の推進を図り、事務事業の遂行と住民サービスの向上に努める所存でありますので、議員各位におかれましても、ご理解と変わらぬお力添えをお願い申し上げます。

以上で説明とさせていただきます。

---

#### △日程第4 議案第12号～日程第36 議案第44号

##### ○議長（山本明生）

この際、日程第4 議案第12号、上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例から日程第36 議案第44号、工事請負変更契約の締結について（平成29年度 第1号 文化会館運営事業 上富田文化会館空調設備改修工事）の件まで33件を一括議題

とします。

当局より提案理由の説明を求めます。

産業建設課長、菅谷君。

**○産業建設課長（菅谷雄二）**

おはようございます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、議案第12号をご説明申し上げます。

議案第12号、上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

上富田町手数料徴収条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年3月6日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町手数料徴収条例の一部改正。

上富田町手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

この条例につきましては、地方公共団体の手数料の徴収に関する政令に定められている手数料の標準額について、地方分権計画に基づき、原則として3年ごとに見直しが見直しの年度に該当するため、手数料の徴収額を改正するものとしております。このため、次のように条例を改正する案としてございます。

第2条第34号（ア）中「37,700円」を「33,900円」に改め、同号（イ）中「17,000円」を「15,000円」に改める。

次のページに新旧対照表を添付してございますので、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

なお、附則で、この条例は平成30年4月1日から施行するとしてございます。

何とぞご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

**○議長（山本明生）**

税務課長、橋本君。

**○税務課長（橋本秀行）**

おはようございます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、議案第13号をご説明いたします。

議案第13号、上富田町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年3月6日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正。

上富田町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

上富田町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例。

このたび、平成29年7月31日に企業立地促進法の一部が改正されたことから、これに伴い所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容として、企業立地促進法第20条の規定は地域未来投資促進法第25条に受け継がれましたので、3年間の土地、家屋、構築物に係る固定資産税の課税免除措置を継続するために本条例の一部を改正するものでございます。

以下、改正部分に係る改め分を掲載しておりますが、新旧対照表のほうがわかりやすいと思いますので、参考資料でご説明申し上げます。

3ページをお願いします。

それでは、新法に関する改正ポイントをご説明いたします。

法律の改正に伴い、題名、引用する法令名、その他について改めます。

まず、第1条では趣旨を改正してございます。

まず、改正の経緯としまして、和歌山県が企業立地や設備投資等を促進するために、全国に先駆けまして地域未来投資促進法に基づく県基本計画を策定しました。平成29年9月29日付で、国から第1号認定の同意を受けております。これに伴い、企業が工場等の新設、増設や設備投資を行う際、一定の要件を満たした場合は税の課税免除等の措置を受ける改正となっております。

対象要件につきましては、事業者が地域経済牽引事業計画を策定し、県の承認を受けるとともに、国が定める先進性等の基準に適合すると認められた場合には、税の免除措置等を受けることができると規定しております。

新法の条文中「促進区域」の定義は、県内への投資をさらに促進させるために、和歌山県内全域を促進区域と策定しています。

次に、地域経済牽引事業の定義は、地域の特性を生かし、地域経済に対して高い波及

効果がある事業、いわゆる公益を増進させる事業と策定しております。

次に、4ページをお願いします。

第2条では、特別措置を改正しています。

新法の条文中第4条第6項の規定による同意基本計画の同意日の定義は、地域経済牽引事業促進のための県が基本計画を策定し、国から認定の同意を受けた日を平成29年9月29日と策定しております。また、条文中「事務所等にかかるものを除く」字句を削除して、事務所等の規制が緩和されております。

恐れ入りますが、2ページにお戻りください。

なお、附則において、第1条施行期日につきましては、この条例は、公布の日から施行するとしております。

次に、第2条の経過措置として、改正前の町企業立地促進法に基づく固定資産税の特別措置の規定を定めておりますので、恐れ入りますがお目通しのほどをお願いいたします。

なお、上富田町への影響につきましては、対象となる事業者の固定資産税の課税免除は3年度分になるため、税の減収額の75%は当該年度の普通交付税に算入されます。また、4年目以降から納税となるほか、企業の進出により雇用者がふえると経済への波及効果があるということや人口増にもつながるといったメリットがあると考えられます。

現時点での当町での対象企業はありませんが、近い将来、地域経済牽引事業を作成し、支援を受ける事業者があった場合に速やかに対応できるよう本条例の一部を改正し、準備をするものでございます。

何とぞご承認賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

#### ○議長（山本明生）

住民生活課長、原君。

#### ○住民生活課長（原 宗男）

おはようございます。よろしくをお願いいたします。

私からは、議案第14号から議案第18号までについてご説明いたします。

議案第14号、上富田町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年3月6日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町国民健康保険条例の一部改正。

上富田町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

本条例につきましては、平成30年4月1日から県と市町村が共同して国民健康保険を運営するに伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容についてご説明いたします。

次の参考資料、新旧対照表をお願いします。

第1章「この町が行う国民健康保険」を第1章「この町が行う国民健康保険の事務」に改めています。第1条の見出し及び第1条の「国民健康保険」の次に「の事務」を加えています。

第2章「国民健康保険運営協議会」を第2章「上富田町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めています。同様に、第2条の見出し及び第2条中「国民健康保険運営協議会」を「上富田町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めています。

前のページにお戻りください。

附則で、この条例は平成30年4月1日から施行するとしてございます。

以上、ご承認賜りますよう何とぞよろしくご説明いたします。

続きまして、第15号についてご説明いたします。

この条例につきましては、先ほど差しかえをお願いしたものでございます。申しわけございませんでした。

修正したところにつきましては、3の附則で「平成30年度から平成32年度」のところを「平成30年度及び平成32年度」になっていたものを修正したものでございます。

それでは、第15号についてご説明いたします。

議案第15号、上富田町介護保険条例の一部を改正する条例。

上富田町介護保険条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年3月6日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町介護保険条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町介護保険条例の一部改正。

上富田町介護保険条例の一部を次のように改正する。

本条例につきましては、第7期の上富田町介護保険料の基準額を7,829円に改定させていただきますので、主にそのことに伴う所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容についてご説明いたします。

次の参考資料、新旧対照表をお願いします。

第3条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改めています。

第3条に定める保険料の額については、ごらんとおり改めさせていただきます。

第1号の「38,200円」については「46,900円」に、第2号及び第3号の「57,300円」については「70,400円」に、第4号の「68,800円」については「84,500円」に、第5号の「76,500円」については「93,900円」に改めます。なお、第5号については、基準額のところになります。第6号の「91,800円」については「112,700円」に、第7号の「99,400円」については「122,100円」に、第8号の「114,700円」については「140,900円」に、第9号の「130,000円」については「159,700円」にそれぞれ改めさせていただきます。

第14条については、「第1号被保険者の配偶者」とあるところを「被保険者の配偶者」に、「第1号被保険者に属する世帯の世帯主」とあるところを「被保険者の属する世帯の世帯主」に改めています。

次のページをお願いします。

第17条については、後ほど議案第17号にて説明をさせていただきますが、上富田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等を廃止し、その指導等に関する事務を田辺市に委託するため、第17条を削り、第18条を新たに第17条とするものでございます。

2ページ目にお戻りください。

附則の第1条で、この条例は平成30年4月1日から施行するとしています。

附則の第2条で、経過措置として「改正後の第3条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による」としてございます。

次のページをお願いします。

附則の第3条は、「平成30年度から平成32年度における保険料率の特例として、改正後の第3条第1号に該当する第1号被保険者についての平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、42,200円とする」としてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続いて、議案第16号についてご説明いたします。

議案第16号、上富田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町後期高齢者医療に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年3月6日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町後期高齢者医療に関する条例の一部改正。

上富田町後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

本条例につきましては、後期高齢者医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、上富田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものでございます。

背景と目的といたしましては、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、同法に定める国民健康保険法の住所地特例の規定の適用を受けて従前の住所地の市町村の被保険者とされている者が後期高齢者医療制度に加入した場合には、当該住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となることに伴い、条例に規定する保険料を徴収すべき被保険者の規定の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、国民健康保険法の住所地特例の適用を受けて上富田町国民健康保険被保険者とされている者が後期高齢者医療制度に加入した場合には、当該住所地特例を引き継ぎ、上富田町が保険料を徴収すべき被保険者とする条例第3条関係の所要の規定の整理を行う改正でございます。

また、附則第2条を削り、附則第3条を附則第2条としています。

なお、この条例は平成30年4月1日から施行するとしてございます。

次のページから参考資料として新旧対照表をつけていますので、ご参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続いて、議案第17号についてご説明いたします。

議案第17号、上富田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等を廃止する条例。

上富田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等を廃止する条例等を別紙のとおり廃止する。

平成30年3月6日提出、上富田町長奥田誠。

本条例につきましては、介護保険に関する事務のうち指定地域密着型介護サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者並びに介護予防・日常生活支援総合事業における現行相当サービスに係る指定事業者等の指定、指導に関する事務を田辺市に委託することに伴い、関係の条例の廃止を行うものでございます。

次のページをお願いします。

上富田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等を廃止する条例（案）。



上富田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の廃止。

次に掲げる条例は、廃止する。

1号、上富田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例。

2号、上富田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例。

3号、上富田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例。

附則として、この条例は平成30年4月1日から施行するとなっております。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続いて、議案第18号について説明いたします。

議案第18号、上富田町と田辺市との間における地域密着型サービス事業者等の指定、指導等に関する事務の委託について。

地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、次の規約により地域密着型サービス事業者等の指定、指導等に関する事務の執行及び管理を田辺市へ委託することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求める。

平成30年3月6日提出、上富田町長奥田誠。

このことにつきましては、先ほど議案第17号で上富田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等を廃止する条例案でご説明しましたが、それに伴い、その事務を田辺市に委託するため、上富田町と田辺市との間における地域密着型サービス事業者等の指定、指導等に関する事務の委託について、規約を定めるものでございます。

次のページをお願いします。

上富田町と田辺市との間における地域密着型サービス事業者等の指定、指導等に関する事務の委託に関する規約。

第1条では委託事務の範囲を定めており、上富田町（以下「甲」という。）は、地域密着型サービス事業者等の指定、指導等に関する次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を田辺市（以下「乙」という。）に委託するとしてございます。

第1号では指定地域密着型サービス事業者の指定等に関する事務、第2号では指定居宅介護支援事業者の指定等に関する事務、第3号では指定地域密着型介護予防サービス

事業者の指定等に関する事務、第4号では指定介護予防支援事業者の指定等に関する事務、第5号では介護予防訪問介護に相当するサービス事業者及び介護予防通所介護に相当するサービス事業者の指定等に関する事務をそれぞれ定めてございます。

第2条は管理及び執行の方法、第3条は経費の負担の方法、第4条は予算の執行を定めており、第5条は調整として、委託事務の管理及び執行に関する経費として、各年度において甲が乙に納付した金額に過不足が生じたときは、当該年度の翌年度において甲が負担すべき金額でこれを調整するものとしてございます。

第6条は管理執行状況の通知、第7条は条例等の制定改廃の場合の措置、第8条は連絡会議として、乙の長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、甲の長と連絡会議を、次のページをお願いします、開くものとするとしてございます。

第9条は、補則として、この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲及び乙の長が協議して定めるとしてございます。

附則としまして、施行期日、1、この規約は平成30年4月1日から施行する。条例等の公表、2、甲の長は、この規約の告示の際、あわせて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及びこれらの条例等の内容を公表するものとする。委託事務の廃止、3、委託事務の全部または一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、乙の長がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる経費の過不足については、速やかにこれを甲乙間において精算するものとしてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

**○議長（山本明生）**

総務政策課長、福田君。

**○総務政策課長（福田睦巳）**

私からは、議案第19号から議案第21号についてご説明申し上げます。

議案第19号、上富田町共同作業場設置条例の一部を改正する条例。

上富田町共同作業場設置条例の一部を改正する条例。

上富田町共同作業場設置条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年3月6日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町共同作業場設置条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町共同作業場設置条例の一部改正。

上富田町共同作業場設置条例の一部を次のように改正する。

この条例は、共同作業場の設置、名称及び位置を定めており、今回、共同作業場の実

際の使用形態に合わせて名称等を変更するため、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正条文をお願いします。

第1条中「同和地区住民」を「地域住民」に改める。これは、地域改善対策特別措置法等も完了していることから、現状に合わせて「地域住民」に改めるものでございます。

第2条中「上富田町立縫製共同作業場」を「上富田町立生花作業場」に、「上富田町立土壌改良剤製造共同作業場」を「上富田町立梅共同作業場」に改めています。

附則で、この条例は平成30年4月1日から施行するとしてございます。

なお、最後のページに新旧対照表を添付していますので、ご参照ください。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第20号、上富田町個人情報保護条例及び上富田町情報公開条例の一部を改正する条例。

上富田町個人情報保護条例及び上富田町情報公開条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成30年3月6日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町個人情報保護条例及び上富田町情報公開条例の一部を改正する条例（案）。

この条例は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律と、行政機関等の保有する個人の情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、上富田町個人情報保護条例及び上富田町情報公開条例の一部を改正するものであります。

また、この条例は、上富田町個人情報保護条例の一部改正と上富田町情報公開条例の一部改正を条立てに整備していますので、よろしくお願いいたします。

改正内容につきましては新旧対照表でご説明申し上げますので、4ページ、5ページをお願いします。

第1条、上富田町個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）でございます。

第1条の目的で、第19条において個人情報、特定個人情報の利用停止の請求に係る規定を整備することに伴い、「削除及び利用停止」を「利用の停止、消去及び提供の停止」に改めています。

第2条第1項第1号で、個人情報の定義について「生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に關

る情報を除く。」に改めています。

次に、第1項第1号アで当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものと、第1項第1号イで個人識別符号が含まれるものに区分し、個人情報の定義を整理して位置づけを行っております。

なお、個人識別符号とは、顔認識データ、指紋認識データ、旅券番号などのことをいいます。

次に、第2条第1項第2号で要配慮個人情報を新たに定義づけしております。要配慮個人情報とは、「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの」としております。

次に、第2条第1項第8号に、本人の定義規定を追加しております。

続きまして、6ページ、7ページをお願いします。

第19条の改正についてです。

本条例には特定個人情報の利用停止の請求は定められていますが、特定個人情報を除いた個人情報の利用停止の請求については定めがないことから、第1項で個人情報、第2項で特定個人情報の利用停止の請求をそれぞれ整備しております。これに伴い、現行の第19条に定めた削除の請求に係る規定と、次の8ページ、9ページにあります現行の第22条の是正の申し出の規定を削っております。

次に、10ページをお願いします。

第2条、上富田町情報公開条例の一部を改正する条例（案）でございます。

第6条の「公開しないことができる公文書」に、上富田町個人情報保護条例の第2条第1項第1号アで定めた個人情報の定義を本条例に適用させております。

3ページにお戻りください。

附則で施行期日等を定めています。

附則第1項で、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附則第2項で、上富田町個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置を定めています。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第21号、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年3月6日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正。

今回の改正は、昨年度の一般職員の給与に関する法律の改正により扶養手当支給額が改正されたことに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令において定められている扶養親族がある場合における補償基準額の加算額が段階的に改正されることから、一部改正については昨年3月議会で議決をいただいておりますが、今回、平成30年4月から適用される規定を追加するため、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正条文について新旧対照表に基づきご説明させていただきますので、3ページをお願いします。

第5条第3項第1号で、扶養親族のある非常勤消防団員等について、補償基準額の加算額を改正しています。配偶者に係る加算額を「333円」から「217円」に減額し、子に係る加算額を「267円」から「333円」に増額する改定でございます。

1ページにお戻りください。

附則第1項で、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附則第2項で、経過措置を定めています。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（山本明生）

教育委員会生涯学習課長、新堀君。

#### ○教育委員会生涯学習課長（新堀浩士）

私のほうからは、議案第22号についてご説明を申し上げます。

議案第22号、公の施設の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

平成30年3月6日提出、上富田町長奥田誠。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称。上富田スポーツセンター、上富田町若もの広場、市ノ瀬体育館。

2、指定管理者となる団体。和歌山県西牟婁郡上富田町生馬316番地の55、一般社団法人南紀ウェルネスツーリズム協議会、代表理事柏木壽夫。

3、指定の期間。平成30年4月1日から平成33年3月31日まで。

提案理由。

上富田スポーツセンター、上富田町若もの広場、市ノ瀬体育館について、指定管理者を指定するものである。

本件につきましては、上富田町の有する体育施設のうち上富田スポーツセンター、上

富田町若もの広場、市ノ瀬体育館の管理者を指定しようとするものでございます。

現在、体育施設の管理は町が直営で行っているところでございますが、スポーツセンターの管理運営、スポーツ観光、いわゆる合宿誘致等、またスポーツサロンにおける町民の健康増進等について、窓口のワンストップ化を目指してきていたところでございます。

昨年のスポーツサロンのオープン当初につきましては、町内においてそういった受け皿になる法人等の団体が存在しませんでした。昨年設立された一般社団法人南紀ウェルネスツーリズムがその体制を整えたものでございますので、当該法人に対して管理者の指定を行おうとするものでございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（山本明生）**

暫時休憩します。

午前10時55分まで休憩します。

---

休憩 午前10時42分

---

再開 午前10時54分

---

**○議長（山本明生）**

再開します。

引き続き、提案理由の説明を求めます。

総務政策課企画員、榎原君。

**○総務政策課企画員（榎原基史）**

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第23号につきましてご説明いたします。

議案第23号、平成29年度上富田町一般会計補正予算（第6号）。

平成29年度上富田町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出の総額から、歳入歳出それぞれ1,699万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を61億6,931万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の廃止は、「第2表 債務負担行為補正」による。  
地方債の補正。

第3条、地方債の廃止は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年3月6日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

歳入につきまして、12款分担金及び負担金では、補正前の額から1,500万円を減額し、9,408万6,000円と定めてございます。

13款使用料及び手数料では、補正前の額に290万円を追加。

14款国庫支出金では、補正前の額から1,990万3,000円を減額。

15款県支出金では、補正前の額から280万3,000円を減額。

17款寄付金では、補正前の額に60万6,000円を追加。

18款繰入金では、補正前の額に2,187万2,000円を追加。

20款諸収入では、補正前の額に293万円を追加。

21款町債では、補正前の額から760万円を減額。

歳入合計では、補正前の額から、今回1,699万8,000円を減額し、61億6,931万4,000円と定めてございます。

次に、歳出につきまして、1款議会費では、補正前の額から144万円を減額し、8,409万9,000円と定めてございます。

2款総務費では、補正前の額に996万3,000円を追加。

3款民生費では、補正前の額に493万3,000円を追加。

4款衛生費では、補正前の額に477万4,000円を追加。

5款農林水産業費では、補正前の額から1,946万2,000円を減額。

6款商工費では、補正前の額から579万円を減額。

7款土木費では、補正前の額に195万8,000円を追加。

9款教育費では、補正前の額から1,171万1,000円を減額。

10款災害復旧費では、補正前の額から22万3,000円を減額。

歳出合計では、補正前の額から、今回1,699万8,000円を減額し、61億6,931万4,000円と定めてございます。

次のページをお願いいたします。

「第2表 債務負担行為補正」でございます。

廃止で、岩田公民館建設事業、平成29年度から平成30年度までの期間、限度額4億円の今回廃止を計上してございます。

次、「第3表 地方債補正」でございます。

廃止で、公民館整備事業で、760万円。これにつきましても岩田公民館建設事業に係るもので、今回廃止を計上してございます。

次、7ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書。

総括につきまして、このページから9ページまでは恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

それでは、各内訳につきまして、歳出から説明いたしますので、18ページをお願いいたします。

3、歳出につきまして、1款議会費では144万円減額。議員2名の辞職に伴う報酬の減によるものでございます。

2款総務費では、一般管理費で215万3,000円を追加。主なものといたしまして、修繕料85万円を措置。自動ドア及び電話設備等の修繕に係るものでございます。

財産管理費では650万円を追加。岩崎地区の共同作業場改修工事費を措置してございます。

防災対策費では、木造住宅耐震診断業務委託料44万円を追加してございます。

賦課徴収費では87万円を追加。主なものといたしまして、通信運搬費60万円、郵送料分を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

3款民生費の社会福祉総務費で、国民年金システム改修委託料として40万2,000円を措置してございます。

社会・児童福祉医療費では、434万8,000円を追加。繰出金で、特別会計の国民健康保険事業繰出金で46万5,000円、後期高齢者医療繰出金で388万3,000円を追加してございます。

児童措置費では、18万3,000円を追加。過年度分児童手当国庫交付金返還金を措置してございます。

4款衛生費の保健衛生総務費では、公立紀南病院組合の運営負担金の確定によりまして477万4,000円を追加。

5款農林水産業費の農業委員会費では、49万1,000円の減額。主なものといたしまして、農地集積・集約化対策事業費補助金52万1,000円を減額してございます。

次のページ、お願いいたします。

農業総務費では、909万1,000円を減額。主なものといたしまして、農業用施



設置工事請負費1,000万円を減額。また、それに関連しまして、農業振興協議会補助金200万円を減額してございます。

農業振興費では、42万2,000円の減額。主なものといたしまして、青年就農給付金150万円を減額。一方、JA紀南ドライフルーツ加工施設の上富田負担分といたしまして、産地パワーアップ事業負担金として242万1,000円を措置してございます。

畜産振興費では、修繕料7万4,000円を措置。

農村地域防災減災事業費では、922万2,000円を減額してございます。ため池ハザードマップ作成業務委託料を減額してございます。

林業総務費では、31万円を減額。主なものといたしまして、自動車及び簡易トイレ借上料等を減額してございます。

6款商工費の商工総務費では、579万円を減額。

次のページをお願いいたします。

主なものといたしまして、地方創生事業関係で消耗品費509万円を減額。委託料では観光ツアー企画委託料550万円を措置し、法人設立業務委託料250万円やくちくまの観光塾運営委託料150万円を減額してございます。また、芦山分館改修工事の設計監理業務委託料100万円を減額し、同額を工事請負費に組みかえてございます。

7款土木費の土木総務費では、18万円を追加。主なものといたしまして、丹田台公園の修繕料として措置してございます。

次のページ、お願いいたします。

道路橋梁総務費では、県営事業の急傾斜地崩壊対策の負担金として151万5,000円を追加してございます。

河川改良費では、26万3,000円を追加。重機の修繕料として300万円措置。一方、富田川土砂浚渫工事請負費273万7,000円を減額してございます。

9款教育費の事務局費で73万5,000円を追加。主なものといたしまして、広域入所認定こども園運営費負担金43万円を措置してございます。

小学校費の学校管理費では、各経費の精算により27万9,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

教育振興費につきましても、各経費の精算により5万3,000円の減額となっております。

社会教育総務費では、1,000万円を追加。中田食品株式会社様からご寄附いただいております1,000万円を、そのご意思に基づきまして今回特別会計奨学事業への繰出金として措置してございます。

生涯学習事業費では、フォークリフト購入費で34万7,000円の減額。

公民館運営費では、1,929万5,000円を減額。岩田公民館建設に係る土地購入費を減額してございます。

文化会館運営費では、自主事業委託料78万円を追加してございます。

次のページをお願いいたします。

保健体育総務費では、325万2,000円の減額。主なものといたしまして、地方創生事業のスポーツサロン関係で、委託料でトレーニング指導委託料1,316万円を減額し、スポーツサロン運営スタッフ委託料として1,228万8,000円措置するなど、予算の組みかえ等を行ってございます。

10款災害復旧費の現年発生公共土木施設災害復旧事業費では、測量設計調査委託料で22万3,000円を減額してございます。

32ページ、33ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

それでは、次に歳入について説明させていただきますので、10ページをお願いいたします。

2、歳入につきましては、今回の補正に係る財源となっております。

12款分担金及び負担金の民生費負担金で、上富田町社会福祉協議会からの地域福祉センター別棟建設事業費負担金1,500万円を減額してございます。

13款使用料及び手数料の教育使用料では、スポーツサロン使用料で290万円措置。

14款国庫支出金、民生費国庫負担金で、施設型給付費負担金で17万6,000円を措置。また、過年度分児童手当交付金で18万3,000円を措置してございます。

総務費国庫補助金では、地方創生推進交付金で1,169万1,000円を減額。

農林業費国庫補助金では、農村地域防災減災事業費補助金で922万2,000円を減額。

土木費国庫補助金では、木造住宅耐震診断費補助金で22万円を措置してございます。

次のページ、お願いいたします。

教育費国庫補助金では、幼稚園就園奨励費補助金で3万円を措置。

民生費委託金では、基礎年金事務委託金で40万1,000円を措置してございます。

15款県支出金の民生費県負担金では、紀州3人っこ施策保育料支援費負担金で1万3,000円、また、施設型給付費負担金で8万8,000円を措置してございます。

農林業費県補助金では、333万8,000円を減額。主なものといたしまして、新規就農総合支援事業青年就農給付金で150万円を減額、また、多面的機能支払交付金で104万9,000円を減額してございます。

土木費県補助金では、木造住宅耐震診断費補助金で11万円を措置。

教育費県補助金では、施設型給付費県単独事業費補助金で8万8,000円を措置してございます。

次のページ、お願いいたします。

また、子どもの居場所づくり推進事業費補助金で23万8,000円を措置。紀の国緑育推進事業費補助金で2,000円を減額してございます。

17款寄付金の土木費寄付金で、県営事業寄付金60万6,000円を措置してございます。

18款繰入金では、共同作業場基金繰入金で650万円を措置。

生涯学習基金繰入金では、34万7,000円を減額。

財政調整基金繰入金では、1,571万9,000円を措置してございます。

20款諸収入の雑入では、公共ホール音楽活性化支援事業費助成金で78万円を措置。

次のページをお願いいたします。

重機修繕に係る自動車損害共済保険金で115万円を、スポーツ観光旅行業収入で30万円、観光ツアー参加料で70万円をそれぞれ措置してございます。

21款町債の教育債では、岩田公民館建設に係る公民館整備事業債760万円全額を減額してございます。

以上が今回の補正内容となっております。何とぞご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（山本明生）**

住民生活課長、原君。

**○住民生活課長（原 宗男）**

よろしくお願い申し上げます。

私からは、議案第24号と議案第25号についてご説明いたします。

議案第24号、平成29年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）。

平成29年度上富田町の特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ46万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6,403万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月6日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

9款繰入金では、補正前の額に46万5,000円を追加し、2億1,237万7,000円と定めています。

歳入合計では、補正前の額に46万5,000円を追加し、22億6,403万1,000円と定めています。

歳出でございます。

1款総務費では、補正前の額に46万5,000円を追加し、4,794万円と定めております。

8款保健事業費につきましては、予算の組みかえによるもので、補正額はありません。

歳出合計では、補正前の額に46万5,000円を追加し、22億6,403万1,000円と定めています。

次のページをお願いします。

このページ、3ページから6ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしく願いいたします。

6ページ、7ページをお願いします。

2、歳入です。

9款繰入金、1目一般会計繰入金では、46万5,000円を追加。職員給与費等繰入金46万3,000円、その他繰入金2,000円を措置してございます。

3、歳出です。

1款総務費、1目一般管理費で46万5,000円を追加。主なもので、時間外勤務手当46万3,000円を措置しています。

8款保健事業費、1目保健衛生普及費では、予算の組みかえを行っているものでございます。

次の8ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしく願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続いて、議案第25号についてご説明いたします。

議案第25号、平成29年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第3号）。

平成29年度上富田町の特別会計後期高齢者医療補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ397万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,392万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月6日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

3款繰入金では、補正前の額に388万3,000円を追加し、1億8,517万9,000円と定めています。

5款諸収入では、補正前の額に8万7,000円を追加。

歳入合計では、補正前の額に397万円を追加し、2億8,392万6,000円と定めています。

歳出です。

2款後期高齢者医療広域連合納付金では、補正前の額に388万3,000円を追加し、2億7,037万9,000円と定めています。

3款保健事業費では、補正前の額に8万7,000円を追加。

歳出合計では、補正前の額に397万円を追加し、2億8,392万6,000円と定めております。

次のページをお願いします。

このページ、3ページから5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしく願いいたします。

6ページ、7ページをお願いします。

2、歳入です。

3款繰入金、1目一般会計繰入金で388万3,000円を追加。療養給付費繰入金を措置しています。

5款諸収入、1目雑入で8万7,000円を追加。人間ドック補助金を措置してございます。

3、歳出です。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金で388万3,000円を追加。過年度分療養給付費負担金を措置してございます。

8款保健事業費、1目保健衛生普及費で8万7,000円を追加。人間ドック補助金を措置してございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本明生）

産業建設課企画員、川口君。

○産業建設課企画員（川口孝志）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第26号をご説明申し上げます。

議案第26号、平成29年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第3号）。

平成29年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,300万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,007万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成30年3月6日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

2款諸収入、補正前の額に1,300万3,000円を追加し、7億2,007万2,000円。

歳入合計では、補正前の額に1,300万3,000円を追加し、7億2,007万4,000円と定めてございます。

歳出でございます。

1款宅地造成費、補正前の額に1,300万3,000円を追加し、4億1,512万4,000円。

歳出合計では、補正前の額に1,300万3,000円を追加し、7億2,007万4,000円と定めてございます。

次のページをお願いします。

「第2表 債務負担行為」。

事項、残土処分場用地取得事業。期間、平成30年度。限度額6,300万円と定め

てございます。

次の5ページから7ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

8、9ページをお願いします。

歳入でございます。

2款諸収入、1目宅地造成事業収入、補正前の額に1,300万3,000円を追加し、7億1,577万7,000円。

計としまして、補正前の額に1,300万3,000円を追加し、7億2,007万2,000円と定めてございます。

歳出でございます。

1款宅地造成費、1目宅地造成事業費、補正前の額に1,300万3,000円を追加し、3億9,434万5,000円。

計としまして、補正前の額に1,300万3,000円を追加し、4億1,512万4,000円と定めてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（山本明生）

生涯学習課長、新堀君。

#### ○教育委員会生涯学習課長（新堀浩士）

私のほうからは、議案第27号についてご説明を申し上げます。

議案第27号、平成29年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第2号）。

平成29年度上富田町の特別会計奨学事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,835万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月6日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願い申し上げます。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

4款繰入金で、補正前の額に1,000万円を追加し、1,000万円と定めてございます。

歳入合計も同じくで、補正前の額に1,000万円を追加し、1,835万5,000円と定めております。

歳出をごらんください。

1款総務費で、補正前の額に1,000万円を追加し、合計1,835万5,000円と定めてございます。

歳出合計におきましても、補正前の額に1,000万円を追加し、1,835万5,000円と定めてございます。

次のページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括、3ページから5ページまでにつきましては、お目通しをお願い申し上げます。

6ページ、7ページをお願い申し上げます。

2、歳入、4款繰入金で、一般会計繰入金で、補正前の額に1,000万円を追加し、合計1,000万円と定めてございます。こちらは昨年いただきました、中田食品株式会社さんからご寄附をいただいた1,000万円に係る繰入金ということでございます。

3の歳出でございます。

1款総務費、一般管理費で、補正前の額に1,000万円を追加して、合計1,835万5,000円と定めてございます。こちらにつきましては、奨学基金積立金として1,000万円を新たに積み立てるものでございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（山本明生）

上下水道課長、三栖君。

#### ○上下水道課長（三栖啓功）

よろしく申し上げます。

私からは、議案第28号をご説明申し上げます。

議案第28号、平成29年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第3号）。

平成29年度上富田町の特別会計公共下水道事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,000万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,955万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。



平成30年3月6日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

6款繰入金、2項基金繰入金、補正前の額から50万円減額。

9款町債、1項町債、補正前の額から950万円減額。

歳入合計としまして、1,000万円を減額し、3億1,955万4,000円と定めております。

歳出でございます。

1項公共下水道事業費、補正前の額から1,000万円を減額。

歳出合計としまして、補正前の額から1,000万円を減額、3億1,955万4,000円と定めております。

次のページをお願いします。

「第2表 地方債補正」でございます。

変更でございます。下水道管布設工事の減額に伴い、補正前の限度額の8,700万円から950万円を減額し、7,750万円と定めております。

次のページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、総括です。5ページ、6ページ、7ページにつきましては、お目通しをお願いします。

8ページをお願いします。

歳入でございます。

1目下水道事業基金繰入金、補正前の額から50万円減額。

計としまして、9,500万円と定めております。

1目下公共水道事業債、補正前の額から950万円を減額。

計としまして、7,750万円と定めております。

歳出でございます。

公共下水道事業費、補正前の額から1,000万円を減額。これにつきましては、下水道事業工事負担金の管路の減による工事費の減額でございます。

計としましては、1億9,764万3,000円と定めております。

以上、何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本明生）

産業建設課企画員、川口君。

○産業建設課企画員（川口孝志）

よろしく申し上げます。

私からは、議案第29号をご説明申し上げます。

議案第29号、平成29年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第1号）。

平成29年度上富田町の特別会計朝来財産区補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,376万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,879万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月6日提出、朝来財産区管理者、上富田町長奥田誠。

今回の補正予算で、平成28年度からの繰越金を予算計上し、財政調整基金へ積み立てを行うものです。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

3款繰越金、補正前の額に1,376万4,000円を追加し、1,386万4,000円。

歳入合計では、補正前の額に1,376万4,000円を追加し、1,879万5,000円と定めてございます。

歳出でございます。

2款総務費、補正前の額に1,376万4,000円を追加し、1,769万3,000円。

歳出合計では、補正前の額に1,376万4,000円を追加し、1,879万5,000円と定めてございます。

次の3ページから5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いします。

6、7ページをお願いします。

歳入でございます。

3款繰越金、1目繰越金、補正前の額に1,376万4,000円を追加し、1,386万4,000円。

計としまして、補正前の額に1,376万4,000円を追加し、1,386万4,000円と定めてございます。

歳出でございます。

2款総務費、1目一般管理費、補正前の額に1,376万4,000円を追加し、1,769万3,000円。

計としまして、補正前の額に1,376万4,000円を追加し、1,769万3,000円と定めてございます。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本明生）

総務政策課企画員、樫原君。

○総務政策課企画員（樫原基史）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第30号につきましてご説明いたします。

議案第30号、平成30年度上富田町一般会計予算。

平成30年度上富田町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ55億3,300万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、20億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（貸金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月6日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」でございます。

歳入では、1款町税で15億8,259万2,000円と定めてございます。

2款地方譲与税で5,650万円。

3款利子割交付金で500万円。

4款配当割交付金で800万円。

5款株式等譲渡所得割交付金で400万円。

6款地方消費税交付金で2億3,000万円。

7款ゴルフ場利用税交付金で2,400万円。

8款自動車取得税交付金で1,500万円。

9款地方特例交付金で1,000万円。

10款地方交付税で17億2,000万円。

11款交通安全対策特別交付金で200万円。

12款分担金及び負担金で6,158万6,000円。

13款使用料及び手数料で1億3,812万4,000円。

14款国庫支出金で5億5,361万6,000円。

15款県支出金で4億7,277万4,000円。

16款財産収入で4,718万1,000円。

17款寄付金で1,114万円。

18款繰入金で6,419万9,000円。

19款繰越金で1,000万円。

20款諸収入で1億2,238万8,000円。

次のページをお願いいたします。

21款町債で3億9,490万円。

歳入合計では、55億3,300万円と定めてございます。

次に、歳出につきまして、1款議会費で8,432万9,000円と定めてござい  
ます。

2款総務費で6億7,030万7,000円。

3款民生費で19億7,379万8,000円。

4款衛生費で6億5,384万1,000円。

5款農林水産業費で2億1,893万6,000円。

6款商工費で3,347万5,000円。

7款土木費で2億7,834万4,000円。

次のページをお願いいたします。

8款消防費で2億1,199万3,000円。

9款教育費で7億1,891万円。

10款災害復旧費で120万円。

11款公債費では6億8,686万7,000円。

12款予備費で100万円。

歳出合計では、55億3,300万円と定めてございます。

次、7ページをお願いいたします。

「第2表 債務負担行為」でございます。

体育施設指定管理事業で、平成31年度から平成32年度までの期間で、限度額6,111万2,000円と定めてございます。指定管理先は、一般社団法人南紀ウエルネスツーリズム協議会でございます。

また、学校給食センター運営事業で、平成31年度から平成32年度までの期間で、限度額8,801万2,000円と定めてございます。委託先は、株式会社河北食品となっております。

次のページ、お願いいたします。

「第3表 地方債」です。

起債の目的といたしまして、防災機器整備事業で限度額を260万円と定めてございます。

災害援護資金で限度額を350万円。

紀南環境広域最終処分場建設事業で限度額を950万円。

道路橋梁等整備事業で限度額を890万円。

地方道路等整備事業で限度額を1,080万円。

消防施設整備事業で限度額を830万円。

文化会館整備事業で限度額を1億5,130万円。

臨時財政対策債で限度額を2億円と定めてございます。

計で、3億9,490万円となっております。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

次の9ページ、お願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終151ページまでは、お目通しをお願いいたします。

以上、何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本明生）

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

よろしくお願ひいたします。

私から、議案第31号から議案第34号までご説明いたします。

議案第31号、平成30年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算。

平成30年度上富田町の特別会計国民健康保険事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億8,597万5,000円と定める。

2項、事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、2億円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月6日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

1款国民健康保険税で、4億1,262万2,000円と定めています。

2款使用料及び手数料で10万円。

3款県支出金で11億8,200万8,000円。

4款財産収入で4,000円。

5款繰入金で1億8,322万8,000円。

6款繰越金で1万円。

7款諸収入で800万3,000円。

歳入合計では、17億8,597万5,000円と定めています。

次の3ページをお願いします。

歳出です。

1款総務費で、4,598万4,000円と定めています。

2款保険給付費で11億7,606万円。

3款国民健康保険事業費納付金で5億2,630万円。

4款共同事業拠出金で1,000円。

5款保健事業費で3,277万6,000円。

6款基金積立金で4,000円。

7款公債費で75万円。

8款諸支出金で310万円。

9款予備費で100万円。

歳出合計では、17億8,597万5,000円と定めています。

5ページをお願いします。

5ページの歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終41ページまでにつきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続いて、議案第32号についてご説明いたします。

議案第32号、平成30年度上富田町特別会計介護保険予算。

平成30年度上富田町の特別会計介護保険の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億6,684万1,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、2億円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月6日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

1款保険料で、3億4,075万円と定めています。

2款使用料及び手数料で1,000円。

3款国庫支出金で3億6,763万4,000円。

4款支払基金交付金で3億9,401万5,000円。

5款県支出金で2億948万3,000円。

6款財産収入で1,000円。

7款繰入金で2億4,797万5,000円。

8款繰越金で1万円。

9款諸収入で697万2,000円。

歳入合計では、15億6,684万1,000円と定めています。

次のページをお願いします。

歳出です。

1款総務費で、4,510万7,000円と定めています。

2款保険給付費で13億9,089万円。

3款公債費で1,816万7,000円。

4款地域支援事業費で1億1,217万7,000円。

5款諸支出金で50万円。

歳出合計では、15億6,684万1,000円と定めています。

5ページをお願いします。

5ページの歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終38ページにつきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続いて、議案第33号についてご説明いたします。

議案第33号、平成30年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算。

平成30年度上富田町の特別会計後期高齢者医療の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億8,654万円と定める。



2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月6日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

1款保険料で、9,979万5,000円と定めています。

2款使用料及び手数料で1万円。

3款繰入金で1億8,502万9,000円。

4款繰越金で1万円。

5款諸収入で169万6,000円。

歳入合計では、2億8,654万円と定めています。

次のページをお願いします。

歳出です。

1款総務費で1,134万2,000円と定めています。

2款後期高齢者医療広域連合納付金で2億7,331万5,000円。

3款保健事業費で168万5,000円。

4款公債費で18万8,000円。

5款諸支出金で1万円。

歳出合計では、2億8,654万円と定めています。

5ページをお願いします。

5ページの歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終18ページにつきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしく願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続いて、議案第34号についてご説明いたします。

議案第34号、平成30年度上富田町特別会計診療所事業予算。

平成30年度上富田町の特別会計診療所事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,890万9,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、2,000万円と定める。

平成30年3月6日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

1款診療収入で、1,987万3,000円と定めています。

2款使用料及び手数料で12万4,000円。

3款繰入金で1,891万2,000円。

歳入合計では、3,890万9,000円と定めています。

歳出でございます。

1款総務費で3,151万円と定めています。

2款医業費で717万4,000円。

3款公債費で22万5,000円。

歳出合計では、3,890万9,000円と定めています。

3ページをお願いします。

3ページの歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終14ページまでにつきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしく願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしく願いいたします。

○議長（山本明生）

暫時休憩します。

午後1時30分まで休憩します。

---

休憩 午前11時45分

---

○議長（山本明生）

再開します。

引き続き、提案理由の説明を求めます。

産業建設課企画員、川口君。

○産業建設課企画員（川口孝志）

よろしく申し上げます。

私からは、議案第35号をご説明申し上げます。

議案第35号、平成30年度上富田町特別会計宅地造成事業予算。

平成30年度上富田町の特別会計宅地造成事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,199万4,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1億円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月6日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

1款財産収入2,000円。

2款諸収入1億7,199万2,000円。

歳入合計では1億7,199万4,000円と定めてございます。

歳出でございます。

1款宅地造成費1億7,049万4,000円。

2 款公債費 1 5 0 万円。

歳出合計では 1 億 7, 1 9 9 万 4, 0 0 0 円と定めてございます。

3 ページの歳入歳出予算事項別明細書、総括から最終 1 4 ページにつきましては、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本明生）

総務政策課企画員、平尾君。

○総務政策課企画員（平尾好孝）

よろしくお願い申し上げます。

私のほうからは、議案第 3 6 号及び議案第 3 7 号についてご説明を申し上げます。

議案第 3 6 号、平成 3 0 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業予算。

平成 3 0 年度上富田町の特別会計宅地取得資金貸付事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7 3 万 6, 0 0 0 円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 3 0 年 3 月 6 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第 1 表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

1 款諸収入、1 項貸付金元利収入 7 3 万 6, 0 0 0 円と定めております。

次に、歳出でございます。

1 款公債費、1 項公債費、同じく 7 3 万 6, 0 0 0 円と定めております。

次の 3 ページから 8 ページ、事項別明細書等につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

次に、議案第 3 7 号でございます。

議案第 3 7 号、平成 3 0 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業予算。

平成 3 0 年度上富田町の特別会計住宅新築資金貸付事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 9 5 万 7, 0 0 0 円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出

予算」による。

平成30年3月6日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

1 款諸収入、1 項貸付金元利収入295万7,000円と定めております。

次に、歳出でございます。

1 款公債費、1 項公債費、同じく295万7,000円と定めております。

次に、3ページから8ページ、事項別明細書等につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（山本明生）

生涯学習課長、新堀君。

#### ○教育委員会生涯学習課長（新堀浩士）

私のほうからは、議案第38号のご説明を申し上げます。

議案第38号、平成30年度上富田町特別会計奨学事業予算。

平成30年度上富田町の特別会計奨学事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ742万3,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年3月6日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願い申し上げます。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

1 款財産収入1,000円と定めてございます。

2 款繰入金67万6,000円。

3 款繰越金1,000円。

4 款諸収入674万5,000円。

歳入合計では、742万3,000円と定めてございます。

次に、歳出でございます。

1 款総務費で742万3,000円と定めてございます。

歳出合計も、同じく742万3,000円と定めてございます。

次の3ページをごらんください。

歳入歳出予算事項別明細書、1、総括、以降の最終9ページに至るまでは、お目通しのほどをお願い申し上げます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本明生）

上下水道課長、三栖君。

○上下水道課長（三栖啓功）

よろしくお願い致します。

私から、議案第39号から議案第41号をご説明申し上げます。

議案第39号、平成30年度上富田町特別会計農業集落排水事業予算。

平成30年度上富田町の特別会計農業集落排水事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,564万8,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1億円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月6日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願い致します。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金103万7,000円。

2款使用料及び手数料6,064万2,000円。

3款財産収入1,000円。

4款繰入金1億2,396万1,000円。

5 款諸収入 7, 0 0 0 円。

歳入合計 1 億 8, 5 6 4 万 8, 0 0 0 円と定めております。

歳出でございます。

1 款農業集落排水事業費 6, 7 8 7 万 4, 0 0 0 円。

2 款公債費 1 億 1, 7 7 7 万 4, 0 0 0 円。

歳出合計としまして 1 億 8, 5 6 4 万 8, 0 0 0 円と定めております。

次のページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書、総括 3 ページから 1 7 ページにつきましては、お目通しをお願いします。

以上、何とぞご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 4 0 号をご説明申し上げます。

議案第 4 0 号、平成 3 0 年度上富田町特別会計公共下水道事業予算。

平成 3 0 年度上富田町の特別会計公共下水道事業の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 3, 0 0 2 万 9, 0 0 0 円と定める。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

地方債。

第 2 条、地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

一時借入金。

第 3 条、地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1 億円と定める。

歳出予算の流用。

第 4 条、地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 3 0 年 3 月 6 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第 1 表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

1 款分担金及び負担金 7 2 1 万 4, 0 0 0 円。

2 款使用料及び手数料 4, 7 0 7 万 2, 0 0 0 円。

3 款国庫支出金 6, 5 0 0 万円。

4 款県支出金 2 6 0 万円。

5 款財産収入 9 万 2, 0 0 0 円。

6 款繰入金 1 億 1, 7 8 5 万 1, 0 0 0 円。

7 款繰越金 2 0 万円。

8 款諸収入 3 0 0 円。

9 款町債 8, 7 0 0 万円。

歳入合計としまして、3 億 3, 0 0 2 万 9, 0 0 0 円と定めております。

歳出でございます。

1 款公共下水道事業費 2 億 5 3 4 万 8, 0 0 0 円。

2 款公債費 1 億 2, 4 6 8 万 1, 0 0 0 円。

歳出合計としまして 3 億 3, 0 0 2 万 9, 0 0 0 円と定めております。

次のページをお願いします。

「第 2 表 地方債」でございます。

起債の目的、1、公共下水道事業、限度額 8, 7 0 0 万円。起債の方法、普通貸借または証券発行でございます。利率、年 5 % 以内。償還の方法、借り入れ先の融資条件に従うものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰り上げ償還もしくは低利に借りかえすることができるものとする。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。総括、5 ページから 2 1 ページにつきましては、お目通しをお願いします。

何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第 4 1 号についてご説明申し上げます。

議案第 4 1 号、平成 3 0 年度上富田町水道事業会計予算。

総則。

第 1 条、平成 3 0 年度上富田町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第 2 条、業務の予定量は、次に定めるところとする。

1、給水戸数 6, 7 0 0 戸。2、総配水量 6 7 1 万 6, 0 0 0 立米。3、1 日平均配水量 1 万 8, 4 0 0 立米。4、配水設備改良事業費 3, 1 2 4 万 8, 0 0 0 円。

次のページをお願いします。

収益的収入及び支出。



第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益5億2,725万3,000円、第1項営業収益4億6,946万5,000円、第2項営業外収益5,778万7,000円、第3項特別利益1,000円。

支出でございます。

第1款水道事業費用4億5,497万8,000円、第1項営業費用4億1,212万2,000円、第2項営業外費用4,185万5,000円、第3項特別損失1,000円、第4項予備費100万円でございます。

次のページ、お願いします。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,569万2,000円は、損益勘定留保資金1億6,508万4,000円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額60万8,000円で補填するものとする。

収入。

第2款資本的収入2,471万8,000円、第1項工事負担金2,441万8,000円、第2項他会計負担金30万円。

支出。

第2款資本的支出1億9,041万円、第1項建設改良費3,194万8,000円、第2項企業債償還金1億5,696万円、第3項有形固定資産150万2,000円。

次のページをお願いします。

一時借入金。

第5条、一時借入金の限度額は、5億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第6条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との相互の流用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費5,174万7,000円。

たな卸資産の購入限度額。

第8条、たな卸資産の購入限度額は、1,500万円と定める。

平成30年3月6日提出、上富田町長奥田誠。

次のページの5ページから33ページにつきましては、お目通しを願います。

以上、何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本明生）

産業建設課企画員、川口君。

○産業建設課企画員（川口孝志）

よろしくお願いたします。

私からは、議案第42号、議案第43号をご説明申し上げます。

議案第42号、平成30年度上富田町特別会計朝来財産区予算。

平成30年度上富田町の特別会計朝来財産区の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ454万7,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年3月6日提出、朝来財産区管理者、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

1款財産収入449万6,000円。

2款繰越金5万円。

3款諸収入1,000円。

歳入合計では454万7,000円と定めてございます。

歳出でございます。

1款委員会費195万7,000円。

2款総務費259万円。

歳出合計では454万7,000円と定めてございます。

次のページ、3ページ、歳入歳出予算事項別明細書、総括から最終の10ページまで、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第43号をご説明申し上げます。

議案第43号、土地取得について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、下記のとおり土地を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、取得物件、西牟婁郡上富田町生馬字下谷1737番1、田ほか28筆、1万7,552.23平米（別紙内訳書のとおり）。

2、取得価格、一金8,511万3,684円（別紙内訳書のとおり）。

3、目的、残土処分場用地として。

4、契約の相手方、西牟婁郡上富田町生馬1763番地、木村悌吉ほか12名（別紙内訳書のとおり）。

平成30年3月6日提出、上富田町長奥田誠。

今回、国土交通省より田辺西バイパス事業等の残土処分の受け入れの話があり、平成31年度から受け入れられるよう生馬下谷地区に用地を求めるものでございます。

次のページをお願いします。

土地取得の内訳書でございます。

木村悌吉ほか12名の全29筆、1万7,552.23平米、金額としまして8,511万3,684円の内訳書となっております。

次のページに、参考資料としまして土地売買仮契約書の写しを添付してございます。

代金の支払いにつきましては、契約締結時に30%、所有権移転登記が完了したときに残りの70%を請求により支払うこととしてございます。

仮契約書最終条項第14条で、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき上富田町議会の議決を得たときに、本契約が成立するものとしてございます。

何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（山本明生）

教育委員会生涯学習課長、新堀君。

#### ○教育委員会生涯学習課長（新堀浩士）

私からは、議案第44号についてご説明申し上げます。

議案第44号、工事請負変更契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、平成29年12月15日契約に係る平成29年度 第1号 文化会館運営事業 上富田文化会館空調設備改修工事について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、平成29年度 第1号 文化会館運営事業 上富田文化会館空調設備改修工事。

2、契約金額、変更前、一金1億3,975万4,160円、変更後、一金1億4,893万9,560円（一金918万5,400円増）となっております。

3、契約の相手方、大阪市北区天満橋一丁目8番30号、三菱電機ビルテクノサービス株式会社関西支社、取締役関西支社長大塚眞史。

平成30年3月6日提出、上富田町長奥田誠。

本事業につきましては、平成29年12月議会定例会においてご承認をいただいた文化会館の空調改修工事に合わせて、老朽化の進んだ照明器具の交換を行おうとするものでございます。

文化会館の照明器具は老朽化してきており、順次、省エネ効果のあるLED照明に交換してきているものの全てが済んではおらず、ロビーや会議室、また非常灯などが多数残っているところでございます。これらについても、老朽化により寿命が近づいてきているものと考えられ、早期に交換する必要があるものでございます。

今回、行っている空調設備改修工事にあわせて照明器具を同時に施工することで、経費が節約できるものと考えてございます。

また、空調設備の改修中は、文化会館の貸し館をストップするものでございますので、同時に行うことで利用者の皆様への影響も最小の範囲にとどめられるものと考えてございます。

次のページに、参考資料として仮契約書を添付しております。最終事項に、この契約は議会の議決を得たときに本契約とするものとしたしておるところでございます。

何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（山本明生）

以上をもって日程36までの提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております日程第22 議案第30号、平成30年度上富田町一般会計予算の件から、日程第34 議案第42号、平成30年度上富田町特別会計朝来財産区予算の件までの13件については、委員会条例第5条の規定に基づき、9人をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

#### ○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

したがって、議案第30号から議案第42号については、予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定に基づき、議長を除く全議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

暫時休憩しますから、委員会を開催していただき正副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。第1委員会室まで移動を願います。

---

休憩 午後 1時55分

---

再開 午後 2時13分

---

○議長（山本明生）

再開します。

予算審査特別委員会委員長、副委員長の互選をしていただきましたので報告いたします。

委員長に、10番、榎本敏君、副委員長に、2番、谷端清君が就任されました。

委員長を初め委員の皆様、大変ご苦労さまですが、よろしくお願いいたします。

---

△日程第37 議案第45号

○議長（山本明生）

お諮りします。

日程第37 議案第45号、副町長の選任についての件は、人事案件のため、改めて議題としたいと思いますが、これにご異議ございません。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

本件については、地方自治法第117条の規定により、副町長、山本君の退席を求めます。

（副町長 山本敏章君 退場）

提案理由の説明を求めます。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

議案第45号、副町長の選任について。

下記の者を、上富田町副町長に選任したいから地方自治法第162条の規定により議会の同意を求める。

記。

住所 上富田町生馬1572番地の4

氏名 山本敏章

生年月日 昭和31年10月18日生

平成30年3月6日提出、上富田町長奥田誠。

副町長の選任理由であります。

このたび、平成30年3月31日付で任期満了となります山本敏章氏を、再度、上富田町副町長に選任したく、議会の同意を求めるものであります。

山本氏は、平成26年4月に副町長に就任しております。この間、職務を全うしており、財務能力、法制執行能力など、役場の業務を熟知しているとともに、大変すぐれていること、これらに加え、住民の方々、職員からも信望が厚く、最適の人材と認めているところであります。つきましては、引き続き副町長として就任同意をいただけるようお願いいたします。

任期期間につきましては、平成30年4月1日から平成34年3月●●●までの4年間となっております。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（山本明生）

本件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論を省略したいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。これをもって討論を省略します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第45号、副町長の選任について同意を求める件

は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。よって、副町長選任についての同意を求める件は、これに同意することに決しました。

暫時休憩します。

---

休憩 午後 2時18分

(山本副町長 着席)

---

再開 午後 2時18分

---

○議長（山本明生）

再開します。

山本副町長さんに申し上げます。

ただいま副町長の選任についての同意を求める件は同意されましたので、告知いたします。

今後も引き続き、町政発展のためにご尽力賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

山本副町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

副町長、山本君。

○副町長（山本敏章）

大変貴重なお時間をおかりしまして、まことに恐縮ではありますが、一言ご挨拶を申し上げます。

副町長の選任につきまして、議員各位のご同意をいただき、まことにありがとうございました。身に余る光栄であります。

甚だ微力非才の身ではございますが、今後、さらなる上富田町発展のために、奥田町長のもと、渾身の努力を傾注しまして頑張っていきたいと思います。今後とも引き続き議員各位のご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

---

△延 会

○議長（山本明生）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。  
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

次回は、3月9日午前9時30分となっていますので、ご参集願います。

ただいまより、議会運営委員会を開きます。よろしく願いいたします。

**延会 午後2時20分**